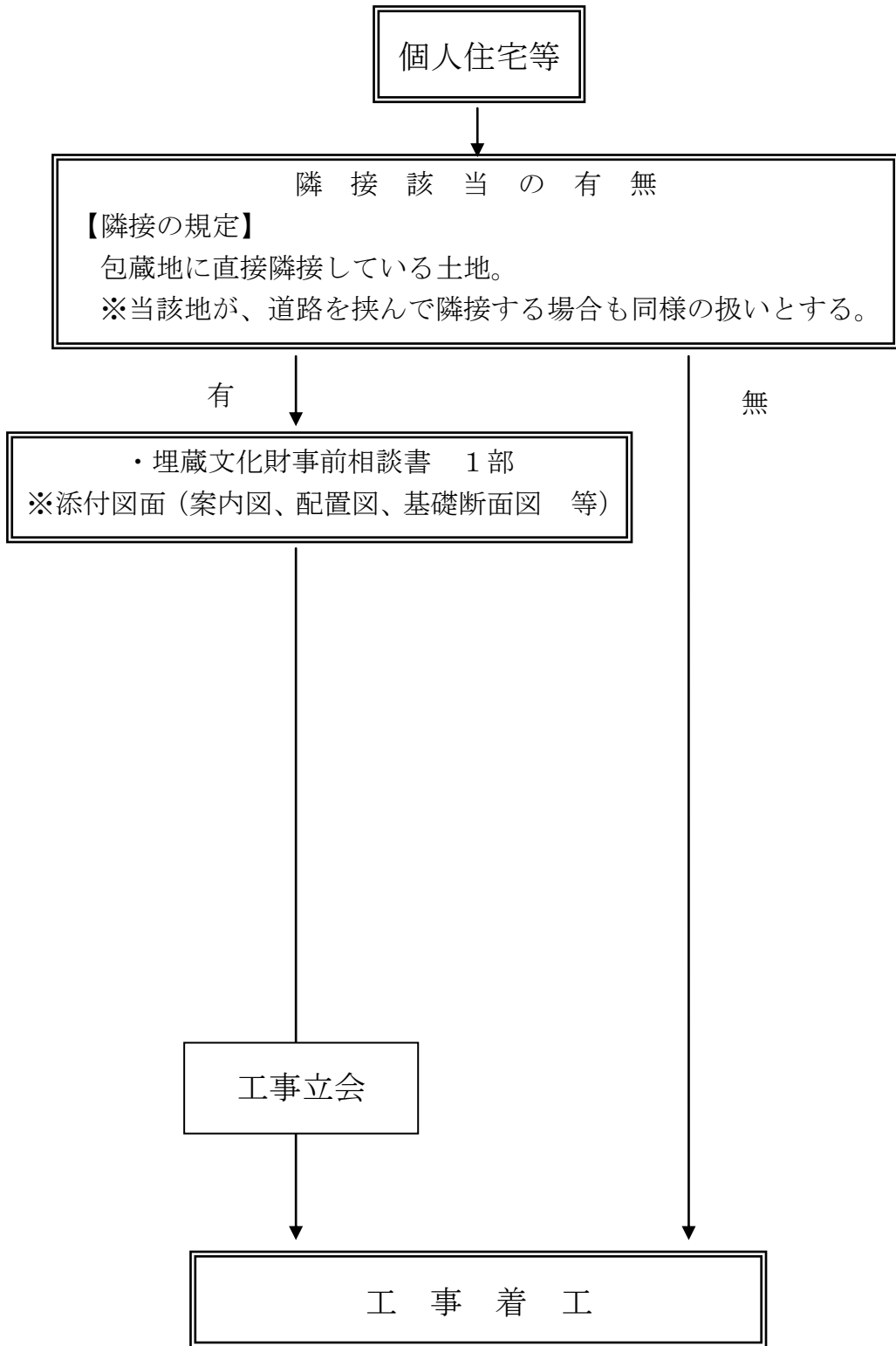


埋蔵文化財包蔵地の取扱について

包蔵地外・個人住宅



注)

- ・ 工事中に埋蔵文化財を発見したら文化財保護法第96条に基づき発見届を提出して下さい。
 - ・ 試掘調査費用は原則として大磯町教育委員会が負担します。
 - ・ 発掘調査費用は原則として事業者負担となります。
 - ・ 工事立会は大磯町教育委員会職員が行います。
- 建物基礎掘削時等の際に立会いますので工事日程が決まり次第ご連絡ください。